

山口労発基 0908 第3号
令和8年9月8日

関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成18年3月17日付け基発 0317008号。以下「総合対策」といいます。)に基づき所要の対策を推進してきたところですが、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」といいます。)が改正され、常時使用する労働者数が50人未満の事業場においても安衛法第66条の10第1項の労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が義務化されること、「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)等において、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとりた指導が行われるよう速やかに見直す。」とされたこと等から、総合対策の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、令和8年9月1日から適用することとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、総合対策について、その趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し周知いただくとともに、総合対策のうち事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。